

## 監査公表第 2 号

### 財政的援助団体等監査結果の公表について

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 199 条第 7 項の規定に基づき監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により次のとおり公表します。

令和 2 年 11 月 26 日

糸魚川市監査委員 吉岡 正史  
糸魚川市監査委員 渡邊 重雄

#### 1 監査の種類

財政的援助団体等監査

#### 2 監査の対象

指定管理者	施設名	所管課
白馬山麓国民休養地運営協議会	白馬山麓国民休養地	商工観光課

#### 3 監査の実施日

令和 2 年 10 月 27 日

#### 4 監査の方法

令和元年度の公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行について、提出された資料及び提示のあった関係書類等に基づいて調査するとともに、関係職員の説明を聴取して監査を実施した。

#### 5 監査の結果

監査の結果、おおむね適正に執行されていると認める。なお、監査の際に見受けられた軽微な事項については、指定管理者及び所属長に留意又は改善を促した。